

第 1 4 編 電氣通信設備・機械編	1 4-1
第 1 章 電氣通信設備工事.....	1 4-1
第 1 節 適用	1 4-1
第 2 章 機 械 工 事.....	1 4-1
第 1 節 適用	1 4-1

第14編 電気通信設備・機械編

第1章 電気通信設備工事

第1節 適用

1. 浜松市の発注する電気通信設備工事は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 編集）によるものとする。
ただし、総則等重複する項目については本共通仕様書の規定による。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。

第2章 機械工事

第1節 適用

1. 浜松市の発注する水門設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備その他これに類する機械工事は、機械工事共通仕様書（案）（国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 編集）、機械工事施工管理基準（案）及び機械工事完成図書作成要領（案）（共に、同局 建設施工企画課 編集）によるものとする。
ただし、総則等重複する項目については本共通仕様書の規定による。
2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。